

# 和泉市特別職報酬等審議会 次第

平成 30 年 2 月 6 日（火）

13 時から

## 1 開会

## 2 審議

① 前回会議録の確認

② 答申案の審議

## 3 その他

【委員名簿】

敬称略・50音順

氏名		職名
	ありさと よしはる 有里 榮陽	和泉市社会福祉協議会会長
	さか ひろひさ 阪 広久	公認会計士・税理士 元和泉市監査委員
	せ や こ 瀬谷 ゆり子	桃山学院大学 法学部教授 和泉市都市計画審議会委員
会長	の だ しょうご 野田 昌吾	大阪市立大学 大学院法学研究科教授 和泉市政治倫理審査会委員
	みない ともこ 葉袋 朋子	公募による市民
	もり みつひこ 森 光彦	和泉市町会連合会長
	やまもと やすひろ 山本 恭弘	和泉商工会議所会頭

【事務局職員名簿】

氏名	職名
森吉 豊	参与
小泉 充寛	市長公室長
辻野 喜信	市長公室次長（人事担当）
前田 正和	市長公室 人事課長
池野 恵子	市長公室 人事課 課長補佐
葛城 雄丈	市長公室 人事課 人事企画係長
富岡 大作	市長公室 人事課 給与厚生係長

案

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	和泉市特別職報酬等審議会
開催日時	平成30年1月18日（木） 10時から11時20分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室
出席者	【委員】有里委員、阪委員、瀬谷委員、野田委員、葉袋委員、森委員、山本委員 【事務局】森吉参与、小泉市長公室長、辻野次長、前田課長、池野課長補佐、葛城係長、富岡係長
会議の議題	市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当について諮問
会議の要旨	・野田委員を会長に選任した ・給料の額及び退職手当に関して審議を行い、答申の方向性を確認した
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開・傍聴人2名

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）
<p><b>1 開会あいさつ</b> 市長公室長から開会のあいさつ</p> <p><b>2 委員紹介・事務局職員紹介</b> 事務局から委員紹介、出席職員紹介</p> <p><b>3 会長選任</b> 委員の互選により、野田委員を会長に選任した</p>

## 4 審議

### (資料説明)

#### 事務局

##### <資料1 ページ>

- ・特別職には給料、地域手当、通勤手当、期末手当、退職手当を支給するものとしており、その金額を表にまとめています。
- ・現在、市長は10%、副市長・教育長は6%の減額が適用されています。
- ・退職手当については、辻市長の1期目、2期目において、退職手当を支給しない特例措置を実施し、この期間の市長、副市長、教育長の任期については、退職手当を支給していません。

##### <資料2 ページ>

- ・金額改定の沿革として、平成9年4月に増額改定を行っており、それ以降の改定は行なっていません。
- ・給与減額の沿革として、特別職・一般職ともに、本来の条例で定められた給与の額から、一定の期間を限定して給与を減額する措置を行ってきた経過があります。これについて本年3月までの減額が条例で定められていますが、現時点で4月以降の減額の予定はありません。

##### <資料3 ページ>

- ・他団体との比較として、大阪府内の政令市を除く31市での比較結果と、本市と人口が近接している寝屋川市、岸和田市、守口市、箕面市との5市平均と比べた結果を示しています。
- ・給料月額を比較した順位より年収を比較した順位が下がる要因として、本市の地域手当6%が大阪府内では低い水準であることがあげられます。

##### <資料4 ページ>

- ・退職手当について他団体との比較を示しています。
- ・退職手当は他市よりも高めの金額となる制度であり、その要因として、本市では、在職月数に応じた額と在職年数に応じた額の合計額としていますが、他市では在職月数方式のみの市がほとんどであることが影響していると考えています。

##### <資料5 ページ>

- ・市の人口、職員数等の推移として、市の状況を示すデータを平成9年から5年きざみで抜粋して記載しています。

##### <資料6～8 ページ>

- ・6ページから8ページまでの資料は、給料月額、年収ベース、退職手当の府内31市、及び人口近接5市との比較結果についてのデータとなっています。

### (資料説明に対する質疑応答)

#### 会長

給与、退職手当の減額の背景に市の財政状況があったと思いますが、現在の状況はどのように評価、認識していますか。

#### 事務局

財政健全化の状況として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、毎年監査

委員の審査を受けています。この内容は、財政健全化審査意見書として議会にも報告しています。平成 28 年度の意見書では、実質赤字比率などの健全化を判断する財政指標は基準をすべてクリアし、堅実な財政運営が行われていると示されています。

また、将来負担比率として、将来的な市が抱えている負債の状況についても、低い数値であり、将来的な不安は乏しいという現状認識です。

#### 委員

市長の給与カットは何年間続きましたか。

#### 事務局

資料 2 ページのとおり、平成 17 年以降、現在まで続いています。平成 17 年度の当初は市長 5 %、助役・教育長 3 % の減額、平成 20 年 8 月からカット率が倍になり市長 10 %、副市長・教育長 6 % の減額、平成 24 年度からはカット率がさらに倍になり市長 20 %、副市長・教育長 12 % の減額、平成 28 年度からは、一般職のカット率が下がったこともありカット率が 1/2 に下がり市長 10 %、副市長・教育長 6 % の減額となりました。このカットは本年 3 月末までの制度となっています。

#### 委員

そのカット金額と退職金のカット金額を合わせると総金額はどれくらいになりますか。

#### 事務局

退職手当だけで 5 千万円近くになり、これに例月の給与やボーナスを足すと、すぐには計算できませんが、それ以上になります。

(後刻、概算の計算結果を報告)

辻市長が就任した平成 21 年以降、1 期目、2 期目の給料月額減額の総額として、例月給与の影響が約 1, 510 万円、退職手当が約 4, 970 万円となり、合計約 6, 480 万円となります。

#### 委員

退職手当について、前回の改定以降 20 年、この会議を行っていなかったということで、他市とは計算方式が違っていたからこういう結果になったということでしょうか。退職手当はやはり高いと思いますが、他市が在職月の制度になっているのは検討してきたからということでしょうか。

#### 事務局

退職手当に関して、平成 9 年当時は在職月プラス在職年で計算する制度の市がもう少し多くありましたが、本市では平成 21 年以降、退職手当を支給していないので、この間全く検討してこなかったという事情があり、改正ができていなかったと思っています。

#### 委員

資料 4 ページ下の係数の試算において、市長、副市長、教育長のバランスを欠くものがあるという事務局の認識ということでした。この係数で市長がかなり高くなっていますが、バランスを良くする方法はないのでしょうか。

#### 事務局

係数については色々な考え方があると思いますが、和泉市の今の制度では、在職月数プラス年数という前提の上での係数設定となっています。これの年数部分を切るだけでは、教育長だけ 24 位となりバランスを欠いてしまうと考えています。この辺りはどのような制度がいいのか議論いただきたいと思っています。

## 会長

資料4ページ中段の表で見れば、副市長の場合、月数の部分は×0.25で、年数の部分は×0.87で係数が違うように設定されている。変えたとすればその辺りが論点になると思われます。

## 委員

退職手当について係数を他市と比較するときに、5市の比較では、他市のことは分からないと思いますが、箕面市が突出して係数が低いので、順位が違ってくるのが当たり前になってしまう。比較するときに大きく違うところがあると比較するのがどうかということがあります。

## 事務局

箕面市に関しては31市で比べても大きく違う係数になっており、平成16年に当時の市長が退職手当を1,000万円にするという公約を掲げ、その後今の率になった経過があります。

## 会長

給与減額の措置は、一般職に率先する形で特別職について減額してきたという説明でしたが、この間、市議会議員については何らかの減額措置がありましたか。

## 事務局

市議会議員については、平成19年4月から平成20年9月まで2%カット、その後平成24年7月から平成28年3月まで5%カットを行いました。

## 会長

給与カットは、一般職は本年3月末までで、それ以降の予定は今のところなく、市議会議員については平成28年3月まで5%カットで、それ以降はないということで良いですか。

## 事務局

今の現状で、今後のカットについて決定事項はありません。

## (諮問内容の議論)

## 会長

それでは、概ね現状についての各委員の共通認識が図れたと思いますので、諮問内容についての意見交換を行っていきたいと思います。

給料と退職手当という大きく2つの論点があるので、切り分ける方が議論しやすいと思います。まずは退職手当を除いた給料に関する意見はどうでしょうか。給料についてはカットの問題、また改定をすべきかという問題があります。委員皆様のご意見をお願いします。

## 委員

給料月額や年収額について、私の肌感覚でしかないですが、決して低い金額ではないにしても、立場を考えると高すぎるという金額でもなく、他市との比較を見てもバランスがとれているという印象があります。

## 委員

資料5ページの市の人口、職員数、決算状況から見て、和泉市自身に健全性が出てきていると思っています。長年給与カットを職員もしくは特別職が行ってきたという経緯があり、カットについては、この状況から見てもう必要性がないと個人的には考えています。

カット前の給与水準については非常にバランスのいい形になっていると考えます。

**委員**

私も今の現状で妥当なところではないかと思っています。

**委員**

私もそのように同意します。もちろん減額というのを置いて本来の金額のところですが、全体から見て妥当というふうに考えます。

**委員**

退職手当の不支給を平成21年から実施しているというのは、その時の市の状況というのもあったと思いますが、市の財政状況が大きな原因ということなのか、それとも他の要因もあったのか、もし他の要因もあったとするのならば、ここで議論するときにはそういうものに左右されないような水準を考えるべきではないかと考えます。

**会長**

他の要因に関しては、ここで議論することは難しいですね。

**委員**

和泉市を見ていて感じる事として、人口が最近では減っているのは日本全体のことで仕方がないと思いますが、和泉市自身が成長、伸びている市となっています。商工会議所の立場から言うと、辻市長が就任して少ししてから、商工会議所の会員数が非常に伸びており、2年前には日本商工会議所から、3年連続で会員数を伸ばしてきた実績に対して表彰を受けています。

そういったことから、和泉市が伸びていることの一つの証明になると思っています。ショッピングモールができたり大学ができたりホテルができたり、次に病院もできますが、いろいろな議論があるにせよ非常に伸びてきた、住みやすい市と私自身はとらえています。

その意味では職員、特別職の方々も健全に運営をされてきた背景があり、カットする必要は全然ないのかなと思いますし、もっと頑張っていたくためにも適切な給料を支払って当然かと思えます。

**委員**

市の財政状況や他市との比較や色々な要素を見て考慮する必要があると思いますが、私も夫も一般の民間企業に所属していますが、それと比較しても妥当なところかと思えます。意外と安いのかなと思ったりもします。

**会長**

和泉市に限らず、国や各自治体においても職員の給与をカットすべきという風潮が強いと思いますが、職務に応じた待遇というのが民間企業でもそうであるし、公務労働者もそうであるし、特別職も含めて、職務に応じた待遇、処遇が重要で、やみくもに安ければよいという考えはとるべきではないと私自身は考えています。

事務局からの説明によれば、特別職の給料は他市との均衡も概ね取れており、委員の皆様もだいたいそういう評価であったと思います。財政状況についても、監査委員の審査によると健全化しており、将来負担比率も低くなっている。また委員の意見にあったように成長しているということも含めると、減額措置は必要ないのではないかと。一般職についても特別職についても、条例本体で定めているものから特別にカットすることは一時的、臨時的措置に留めるべきというのが基本だと考えていますので、独自減額措置を止めるというのは望ましいと思います。

特別職の給料についてはおおむね妥当であると意見をいただき、むしろ安いという話も一部ありましたが、私自身は均衡がとれているので市民感覚からすると引き上げるとするのは理解が得にくいところがあり、増額の是非についての諮問であれば別の議論になると思いますが、今回の

諮問はそうではないので、概ね適正ではないかという方向で答申を出せばどうかと思うがどうでしょうか。

(各委員 異議なし)

それでは、給与については最終的にはその方向で次回取りまとめをしたいと思います。

次にもう一つの論点ですが、退職手当の件で、辻市長の1期目については公約で不支給とし、2期目は公約を掲げてはいないが、当選後に不支給にしたということです。不支給を続けるべきなのか、加えて水準、算定方式がどうかということについて、意見ををお願いします。

#### 会長

私から口火を切らせていただきますと、先ほどの給料と同じですが私個人の意見としては基本的に退職金をもらわないというのはよろしくないだろうと、給料と一体のもので職務に対してはきちんと受け取るということが重要と思います。不支給について、市長は今回の3期目について公約や当選後に、何もおっしゃっていないということですね。

#### 事務局

第三者の意見を聞いたうえで判断していきたいということで、今回の諮問に至ったところです。

#### 会長

今回は公約にも出しておられないですし、2期目当選後のように市長自身が意向を示されたということもないので、基本的なルールに基づいて支給すべきではないかと考えています。不支給を続けるべきかということについて、続けるべきという意見の方はおられないでしょうか。

#### 委員

当然、会長のおっしゃるとおりだと思います。

#### 委員

私もそう思います。

#### 会長

それでは難しい問題としては、水準の問題、あるいはどういうふうに計算するかという方式の問題になりますが、事務局からの説明では、和泉市で採用している在職月数に応じた額にプラスして在職年数に応じた額を加算するという方式は、現在和泉市のほか池田市しかとっていないという説明でした。

そういう方式が大きな原因となって、退職手当の額が和泉市の場合、大阪府内の他の市と比べるとかなり、人口比に比して相当高い位置になっているということでした。

#### 委員

先ほど委員からご指摘がありましたように、何年も検討していないからこの制度が残ってしまったということになるので、審議会を開いて検討するという事なので、これを含めて他の市並みにして、そこから見直してみるというのも一つの案かなと思います。せっかく審議会をするので、そこからやってみたらいかがでしょうか。

#### 委員

金額についてはなかなか難しいと思います。正直なところ個人的には、特別職の方の退職金は高いんだなという印象があります。ただ他市と比較したときに、順位としては高いですけども、一番上と比較してもそんなに変わらない。下と比較しても、下は特に低いところもありますが。



算定方式を月と年でやっているというのが他にはないということで、他の所が月でやっているから月が良いというものではないですが、理論上は他の市でそういう方式が支持されているということはそれが優れているということでもありますので、十分検討するべきではないかと思えます。

あと市長、副市長、教育長の中で、教育長の順位がかなり下がってしまうということは、これも検討する必要があるのではないかと感じます。

#### 委員

私も委員の意見のとおりと感じます。その中で不支給、支給については支給するように進めるべきだと思いますし、先ほど決めていただいた給与の額についても適切なバランスのあるところだと思いますので、それが退職金を決める一番のベースですので、そこがしっかりと決まりましたので、今のやり方については見直すべきかなと、やはり31市の一番多いところの考え方をを用いるべきかと思えます。

また教育長の額のバランスが取りにくいということについては、31市の平均値である市長が0.43の係数のところを見ますと、市長が17位、副市長が13位、教育長が14位とバランスのとれたところかと思えますので、その辺が一つの線かなというイメージを持っています。

#### 委員

専門的なところはよく分からないですけれども、普通私たち一般だと何十年も働いた功労的な、勤続報奨的なところで、また積立てとか生活保障、老後の保障のようなイメージがあるんですけれども、市長にもそういうところはあるとは思いますが、どちらかと言うと職務とか職責に対しての報奨というところが大きいのかなと、4年の任期ということになりますので。そういう部分では退職金の金額を見ると高いとイメージしました。民間で働いている自分たちの退職金の計算をしていると。

でも市長はトップですよ。社長という立場と同じだと思いますので、そう考えるとどうなんだろうと思います。算出方法はちょっと私には分からないですけれども。

#### 委員

商工会議所の立場で市長とご一緒させていただくことがあるんです。そんな中で特別職の方々の職務は我々と比べて非常に激務だと感じています。朝も夜もないですし土日もあるイベントがありますので。激務に対して4年間集中してこれに当たっていくという意味合いはあると思います。

給与が意外と低いという意味で、退職金というのは一つの生活的な意味もありますし、退職金は4年に1回、教育長は3年に1回ということで、それだけの激務をこなしていると私自身はこれを見て、また普段特別職の方々の動きを見ていて、今は強く感じています。これまでは分らなかったんですが、我々普通の企業の感覚ではないと感じます。

#### 会長

具体的な金額、あるいはそれをはじき出す方法というのは中々難しいところがありますが、一つの判断材料として、よそがこうだからというのは根拠のようで根拠でないという指摘もありますが、一定の均衡がとれているということは市民からすると受け入れやすい一つの大きな根拠になるかと思えます。その点でいうと現在の水準はかなり高めである、職務からするとそれほど高くはないという話もありますけれども、他市との均衡から言うと高めであることから、現行の方式は改め、何らかの形で変える方が良いのではないかと。その一つの参考となるのが他市がとっている在職月数で一本化する方式で、係数をどうするかという問題は残るんですが、そういう形にすると、他市との均衡をとるという観点からシンプルで色々とやりやすいと思えますが、その方向で考えていくということではよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

問題は在職月数のみにしても、今回事務局から3つのパターンが示されていますが、委員のご発言では、3つのうち、教育長の水準というのが問題となっていたんですが、現行で月数のみにすると教育長のみ下がり、順位も含めて下がっているということで、もう少し検討の余地があると思いますが、そうすると下の2つが差し当たってのたたき台になるかと思います。

府内31市平均の係数をとった場合が、順位でいうと市長が17位、副市長が13位、教育長14位で、副市長と教育長が同程度の順位で並んでいますが、先ほどの高い、低いの問題でいうと市長がちょっと低くなるがどうかという問題が残るのかもしれませんが。一番下の人口近接5市平均でいうと先ほど委員からご発言があったように人口近接5市でいうと箕面市のように統計的にいうとはずれ値、一つだけ極端に違う数値を出しているところを同列に並べて比較するのはどうかという論点が出てくるといふ気がします。一番下の人口近接5市平均でいうと市長と教育長が同じぐらい、17位、19位で並び、副市長が順位的には上がるという形になります。

今日は最終的にまとめるまでの必要はありませんが、何かご意見がございましたらお願いします。

#### 委員

一番下の人口近接5市平均の係数で、例えば箕面市を外すと、31市の比較よりも高くなってしまふと思います。そういう意味からも、31市での考え方の妥当性があるといふ気がします。

#### 会長

係数が一番低いところで寝屋川市の0.45なのでそうなりますね。

#### 委員

そういう意味では31市平均は人口近接よりも低い位置にあるといふふうに理解します。

#### 会長

今のご発言では31市平均が一つのベースになってくるだろうといふことですが、この係数では引き出される実際の退職手当の額が高いのか低いのかといふ話も出てくるといふ思います。係数を定める際には実際の金額も考慮材料になるといふ思いますので、この辺りの忌憚のないご意見があればお願いします。

#### 委員

私も市長とよく会うんですが、やはり市長の公務はハードですねといふことを言うと、これが仕事ですとのおっしゃっています。確かにハードで、次から次にスケジュールがいっぱいだといふ思いますので。今回は退職金を出さないといけませんし、それなりの退職金が必要かといふ思います。

#### 会長

退職手当の不支給の措置は市長のみではなく、特別職全体ですね。この辺りも問題になってくるといふ思います。市長任期でいうと2期にわたって副市長、教育長についても不支給になっており、ゼロからこれになるので増えているようにも映るんですけども、条例本則からすると、教育長の場合608万円程度から、議論のベースになった試算例でいうと547万円程度になるといふ、実際には減額になるので、この辺りをどう考えるのか。副市長は1,315万円から31市平均でいうと1,142万円程度になる。そういうのもどう考えるのかといふのも論点になってくるといふ思いますけれども。

#### 会長

不支給の措置を続けてきたこと、それと他市との均衡という観点からすると本則よりも減らすといふ方向なのかなといふ気もしますけれども、そういう議論の方向性といふことで、府内31市平均といふのが今議論されているわけですけども、どうでしょうか。

## 委員

一つ感じますが、不支給というのは健全ではないなど、和泉市の今の財政状況と今の成長した姿を見る限りは不支給を続けるのは非常に不健全な感じを受けています。

もう一つは、31市平均、市長の場合は17位、副市長13位、教育長14位という形で31市でだいたい真ん中ぐらいの位置になりますので、バランス的に、また市民に説明する上では比較的筋の通った、だれが見てもおかしくない数字に落ち着くという気がします。

## 会長

いかがでしょうか。この府内31市平均というので、特にご意見がなければ、この方向で基本的に考えるということではいかがでしょうか。

それでは、退職手当に関しては不支給というのは健全ではないということできちんと任期ごとに支給すべきであること、それから退職手当の額に関しては現行の方式は府内でいうと突出した方式であり、かつ金額でもかなり上位にくるということで、他市との均衡を取ることによって月数方式のみとして、基本的に31市平均の方向で最終的な答申を考えることでよろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

それでは、最終的な方向性について意見が固まったかと思しますので、本日の議論についてはこういう形で、最終的な答申案は今日の議論を踏まえて事務局で作成していただいて、次回の会議の際に委員の中で確認したいと思えます。よろしいでしょうか。

(各委員 異議なし)

## 5 その他

### 会長

その他、事務局から連絡事項はありますか。

### 事務局

次回の開催については、2月6日の午後1時から、視聴覚室で予定していますので、よろしくお祈いします。

### 会長

それでは皆様ありがとうございました。本日の審議については以上で終了させていただきます。

以上



平成30年2月 日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市特別職報酬等審議会

会長 野田 昌吾

### 特別職の職員の給料等について（答申）

平成30年1月18日に諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 審議結果

##### (1) 給料月額

給料月額は、現行の額が妥当である。

##### (2) 退職手当

退職手当を支給しない特例措置については、継続しないことが妥当である。

退職手当の計算方法については、下記のとおり見直すことを具申する。

〔	市長：在職月数 × 給料月額 × 0.43 (20,433,600 円)	〕
	副市長：在職月数 × 給料月額 × 0.28 (11,424,000 円)	
	教育長：在職月数 × 給料月額 × 0.20 (5,472,000 円)	

#### 2 理由

##### (1) 特別職の給与に関する考え方

給与に関する基本的な考え方として、民間企業においても特別職を含む公務労

働者においても、職務に応じた待遇とすることが重要と考えられる。とりわけ公務においては、最少の経費で最大の効果を求める必要があるものの、良好な公共サービスを安定的に提供するには、やみくもに低ければ良いとすることは適切ではなく、職務内容に応じた適正な水準を検討すべきである。

適正な水準にあるかどうかを検討する手法として、当審議会においては市の人口や財政状況などの市勢の現状を確認するとともに、他市との均衡を確認した。また一部の委員が認識している状況として、特別職の日常の職務遂行は激務に当たるものであるから、これに相応する給与水準とすべきことを検討したところである。

## (2) 市勢の現状

市勢の現状として、特別職の給料月額を改定した平成9年以降の市の人口、職員数、一般職の平均給料月額・ラスパイレス指数、決算額の推移を確認した。これらの数値からは、この期間における適切な行政運営と市の成長が見て取れるものであり、他にも近年のショッピングモールやホテルの立地、商工会議所会員数の増加も、市の発展を示す要素となっている。

また、現在の財政の健全性について市の認識を確認した結果として、平成28年度決算における財政健全化に関する財政指標はすべて基準内であり、将来負担比率も低いとのことである。これらのことは、本市において健全な市政運営が図られてきたことを示している。

## (3) 給料月額について

給料月額について現在の水準は、市長、副市長、教育長とともに、政令指定都市を除く大阪府内の31市平均を上回っており、順位として市長は12位、副市長と教育長はともに10位である。一方で年収額を比較すると、市長は16位、副市長は15位、教育長は16位で、31市中のおおむね中央に位置する状況である。

この点について、各市の人口を比べた場合の本市の順位は、31市中10位であることを考慮に入れると、本市の給料月額及び年収額の水準は、他市との均衡が取れている状況であり、妥当なものであると判断する。

なお給料月額の減額について、本市では長年にわたって減額が続いてきた経過があるが、職務に対する適正な対価を受けるべきという観点から、給料の減額は一時的、臨時的措置に留めることが基本であり、市の財政状況が健全に推移していることや市勢の発展の状況も踏まえると、減額措置を止めることは望ましいものと認められる。

#### (4) 退職手当について

退職手当について、まず不支給の特例措置を継続すべきかどうかについては、先に述べた給料月額の特例措置に関する判断と同様であり、果たした職務に対する適正な給与として受け取ることが重要で、不支給の特例措置は継続しないことが妥当と判断する。

また、退職手当の計算方式については、本市においては平成21年以降の不支給の期間において見直しを行う契機がなかったこともあり、大阪府内31市の中ではほとんど例がない在職月数に応じた額と在職年数に応じた額の合計を支給する方式を採用している。このことが影響し、金額については平均額と比べて相当高額な水準となっており、順位についても市長は5位、副市長と教育長はともに8位で、上記の給料月額や年収額の順位と比べて高くなっている。

この点について、計算方式については、大阪府内の多数の市で採用されている在職月数に給料月額と一定の係数を乗じる方式への変更が望ましいと考えられ、この場合における係数としては、31市平均の係数を用いることで、市長、副市長、教育長のバランスを一定保ちつつ、金額の順位が市長は17位、副市長は13位、教育長は14位と、31市の中央程度の順位に下がることから、妥当な水準になると判断する。

以上